

人権相談窓口・人権ライブラリーの御案内

法務局・地方法務局の電話・メール人権相談窓口

みんなの人権110番(全国共通)

ぜろぜろみんなのひやくとおばん
 **0570-003-110** [平日午前8時30分から
午後5時15分まで]

子どもの人権110番(全国共通・通話料無料)

ぜろぜろななの ひやくとおばん
 **0120-007-110** [平日午前8時30分から
午後5時15分まで]

女性の人権ホットライン(全国共通)

ゼロナナゼロのハートライン
 **0570-070-810** [平日午前8時30分から
午後5時15分まで]

インターネット人権相談受付窓口

24時間・365日受付
 ●パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
 ●携帯電話 <https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>



人権ライブラリーの御案内

人権に関する資料(図書、ビデオ、DVD、展示パネル)を借りたい方、お探しの方、人権に関する視察・研修や打合せスペースをお探しの方は、人権ライブラリーを御利用ください。遠方の方でも郵送等による貸出しも行っています。詳細は、下記までお問い合わせいただくか、人権ライブラリーのウェブサイトを御参照ください。

人権ライブラリー

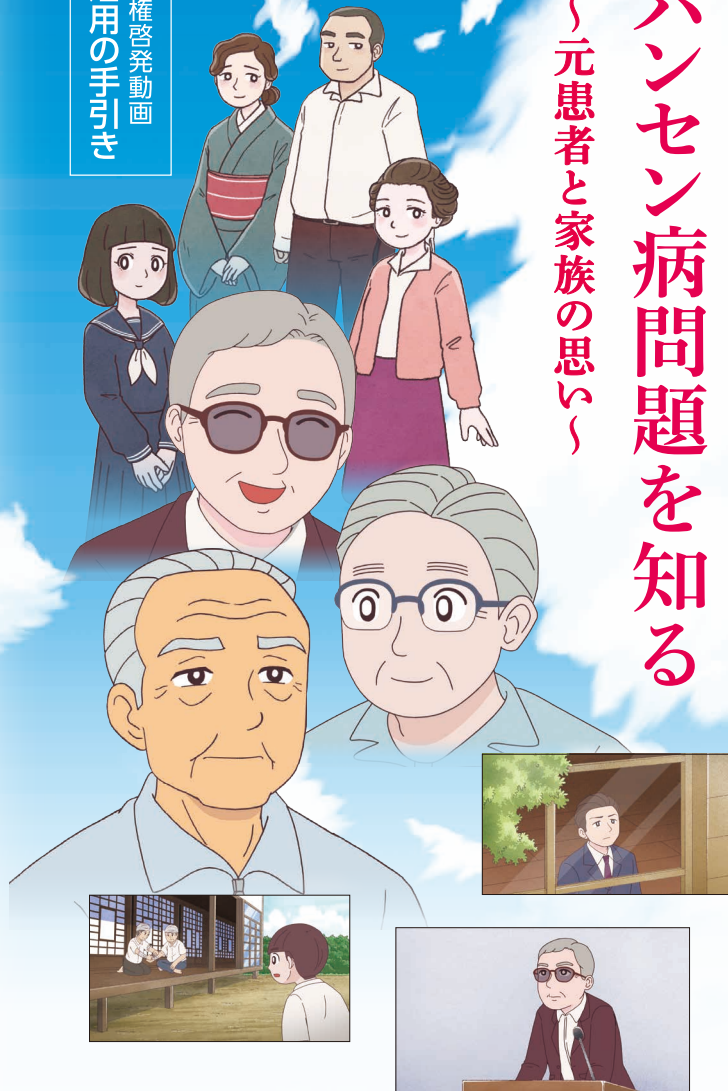
※公益財団法人 人権教育啓発推進センター併設
 〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F
 TEL.03-5777-1919 FAX.03-5777-1954 Eメール: library@jinken.or.jp
 ウェブサイト <http://www.jinken-library.jp/>
 [開館時間] 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始は休館)

本DVDに収録されている映像は、動画共有サイトYouTubeの「法務省チャンネル」及び「人権チャンネル」で視聴可能です

<https://www.youtube.com/MOJchannel>
 <https://www.youtube.com/jinkenchannel>

人権啓発動画
活用の手引き

ハンセン病問題を
知る
元患者と家族の思い



法務省人権擁護局／公益財団法人人権教育啓発推進センター

現代では感染することも、
発病することもほとんどないハンセン病。
治る病気であるにもかかわらず、
その患者は強制的に隔離されてきた歴史があります。
隔離するための法律は廃止されましたが、
この病気に対する偏見や差別はなくなっておらず、
今も元患者やその家族は苦しんでいます。
同じ過ちを繰り返さないために、
偏見や差別のない社会を実現するために、
この問題から学ぶべきことはたくさんあるはずです。

目 次

ハンセン病について知っておいてほしいこと……………	3
忘れてはいけないハンセン病患者や元患者が受けた苦しみ ……	5
長い間語られてこなかった家族の苦しみ ………………	7
あるハンセン病元患者とその家族の物語 ……………	8-10
ハンセン病問題の歩み ………………	11
授業の展開例 ………………	12
板 書 例 ………………	14
ハンセン病問題についてのワークシート ……………	15

ハンセン病について 知っておいてほしいこと

どんな病気なの？

ハンセン病は、「らい菌」という細菌に感染して起きる病気です、かつては「らい病」と呼ばれていました。現在は、らい菌を発見したノルウェーの医師の名前を取って「ハンセン病」が正式名称となっています。

この病気にかかると、手足などの神経が麻痺し、汗が出なくなる、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなる、体の一部が変形してしまうといった症状が現れます。治療法がない時代は、障害などの後遺症が残ることもありました。

治療法はあるの？

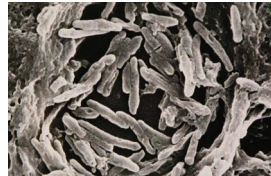
昭和18年(1943年)、米国で「プロミン」という薬がハンセン病によく効くことが報告されました。我が国では、昭和21年(1946年)から患者に試用され始めましたが、その数はわずかであったため、もっと多くの人に投与できるようにしてほしいと患者が国に働きかけ、昭和24年(1949年)から広く使用されるようになりました。その後、様々な薬が開発され、現在はWHO(世界保健機関)が推奨する3種類の飲み薬を組み合わせる治療が行われています。

ハンセン病は早期に発見し、適切な治療を行えば、顔や手足に後遺症を残すことなく、治るようになっていきます。

忘れてはいけないハンセン病 患者や元患者が受けた苦しみ

他の人に感染するの？

「らい菌」はもともと感染する力が弱く、たとえ感染したとしても、発病する力はとても弱い細菌です。現在の日本の衛生状態や、生活や医療の環境を考えると、感染することや発病することはほとんどありません。

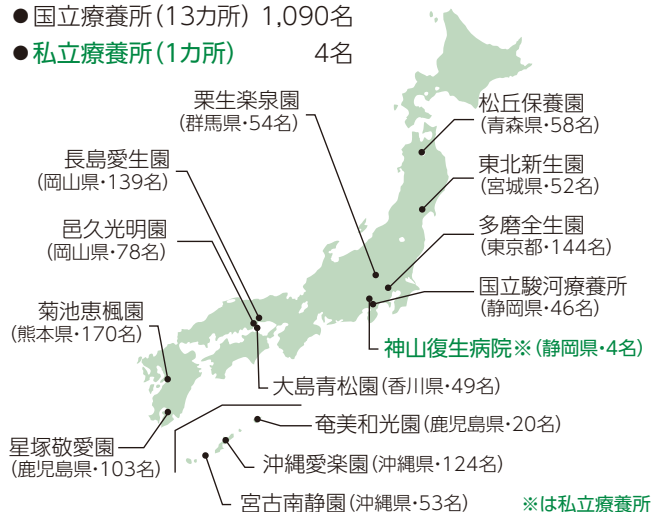


らい菌 電子顕微鏡写真
[国立感染症研究所提供]
(写真提供:国立ハンセン病資料館)

ハンセン病療養所(令和2年5月1日現在)

入所者総数(14カ所) 1,094名

- 国立療養所(13カ所) 1,090名
- 私立療養所(1カ所) 4名



※は私立療養所

治る病気になってからも隔離されたままだった

ハンセン病患者を療養所という名の施設に収容する隔離政策は、明治40年(1907年)の「癩予防二関スル件」から始まり、昭和6年(1931年)に成立した「癩予防法」という法律のもとで進められてきました。全国で「無らい県運動」が行われ、患者を見つけ出して療養所へ送り込み、保健所の職員が患者の自宅を徹底的に消毒するという光景は、人々の心にハンセン病は恐ろしいというイメージを植え付けていきました。昭和21年(1946年)には特効薬「プロミン」が登場し、ハンセン病は適切な治療をすれば治る病気になっていましたが、昭和28年(1953年)、患者の反対を押し切って、この法律を引き継ぐ「らい予防法」が成立しました。この法律の問題点は、患者隔離が継続され、退所規定が設けられていないことでした。

つまり、治る病気であり、隔離の必要もなかったハンセン病患者の強制収容は続けられ、療養所に収容されると、多くの人は一生そこから出ることができなかったのです。



本妙寺部落の強制収容
(写真提供:国立ハンセン病資料館)



病棟看護
(写真提供:国立ハンセン病資料館)

長い間語られてこなかった 家族の苦しみ

人権がないがしろにされていた療養所での生活

療養所では、患者たちは様々な労働をしなければなりませんでした。炊事洗濯のほか、道路工事のような重労働もこなし、症状の軽い者は症状の重い者の世話をしました。手足に感覚がないために、作業中にけがをしても気付くことができず、指や手足を失ってしまう人もいました。

また、患者たちは子どもを持つことが許されませんでした。ハンセン病は遺伝するという間違った知識や、優れた子孫だけを残そうという国の誤った考え方があったためです。患者は、子どもを産めないようにする手術を受けさせられました。人工妊娠中絶手術によって生まれてくることができなかった子どもは7,696人にも及びます。

無らい県運動とは？

昭和6年(1931年)に「癩予防法」が成立した頃から、各都道府県は、ハンセン病患者が一人もいないことを目指し、競って患者を療養所へと入所させる「無癩県運動」を行いました。この運動は戦後にも継続され、ハンセン病が「恐ろしい伝染病」だという誤った認識を社会に植え付け、患者やその家族に対する偏見や差別を強いものにしました。

ハンセン病患者の家族にも向けられた偏見や差別の目

療養所の入所者たちが恐れたように、ハンセン病への偏見や差別の目は、入所者の家族にも向けられてきました。学校や職場で厳しい差別を受け、居場所をなくし、中には婚約を破棄される人もいました。そのため家族は、身内にハンセン病の入所者がいることを隠し、世間の目におびえながら生きていくなくてはなりませんでした。ハンセン病患者になった家族を恨み、棄てたという思いにとらわれ、癒やすことのできない心の傷を負った人もいます。隔離政策が家族を引き離し、ふくれ上がった偏見と差別が心までも分断していったのです。

しかし、こうした家族の被害は、長い間公的に認められていませんでした。

ハンセン病元患者家族に対する新たな補償に関する法律も成立

平成28年(2016年)にハンセン病元患者の家族たちは、国に対して謝罪と賠償を求める裁判を起こしました。令和元年(2019年)に国の責任を認める判決が下されると、国はこの問題を早期に解決するためにこれ以上争わないことを決め、家族たちに謝罪しました。同年に作られた「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」の前文では、苦痛と苦難を強いられてきた家族への取組がなされなかったことがおわびされ、偏見と差別を根絶する決意が示されています。

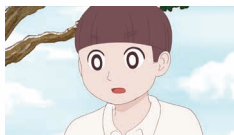
それでも、自分の家族にハンセン病元患者がいることを周囲に打ち明けることができた人は多くありません。家族の皆さんは、今も偏見や差別を恐れて生きています。

あるハンセン病元患者とその家族の物語①

全国ハンセン病療養所入所者協議会 会長 森 和男さん

昭和15年(1940年)、徳島県に生まれた森和男さん。幼くしてハンセン病にかかった森さんは、昭和24年(1949年)、9歳の時に同じくハンセン病になった15歳の姉とともに瀬戸内海の孤島にある国立療養所大島青松園(香川県)に入所しました。

そこで森さんは、患者である大人の入所者が肉体労働など過酷な作業(患者作業)を課せられているのを目の当たりにします。病気を治すために療養所へ来たのに、病気が治らなければ自分もこうした作業を行うのだらうかと、森さんは幼心に不安に思いました。また、療養所で亡くなった人の火葬や埋葬も入所者自身の手で行われていました。



中学生の頃になると、将来に不安を募らせ自死する友人もありました。その子の遺骨は、ハンセン病の偏見や差別を恐れた家族から受け取りを拒否され、故郷に帰ることすらできませんでした。

中学校を卒業すると、大島を離れ、岡山県内にある国立療養所長島愛生園内にある高校へ入学。島の中で暮らしてきた森さんは、各地の療養所から来た仲間との交流を通して、様々な考え方や生き方を学び、人間関係を深めていきました。

その後、大学に進学し、卒業後は大阪の商社へと就職した森さんですが、偏見や差別を恐れ、職場では自分のことを一切話さずにいました。しかし、病気のことを隠している自分に対する周囲の目が気になり始め、ストレスにより病気は悪化。31歳で治療のために大島の療養所へと戻りました。

療養所に戻った森さんは、ハンセン病というだけで奪われた人間としての誇りや人間らしさを取り戻したいと強く願い、療養所の自治会の活動に打ち込み、入所者の生活改善のために力を尽くしました。そして、現在は自治会長を務めているほか、国立ハンセン病療養所入所者による全国組織「全国ハンセン病療養所入所者協議会」の会長も務め、ハンセン病問題の啓蒙や療養所の将来構想などに取り組んでいます。

あるハンセン病元患者とその家族の物語②

ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会 会長 志村 康さん

昭和8年(1933年)、佐賀県に生まれた志村康さんは、昭和23年(1948年)、中学校を卒業してすぐに国立療養所菊池恵楓園(熊本県)に入所しました。「らい菌」が陰性となった30歳の時に療養所を離れた志村さんは、療養所内で結婚した妻と二人で仕事を始め、親類の赤ちゃんを養子にもらいます。実は二人には、授かった子を諦めなければならなかった過去がありました。当時のハンセン病患者は出産を許されていなかったのです。



仕事は順調でしたが、ハンセン病の後遺症により痛みを感じなくなった右足にできた傷からばい菌が入り、40歳の時に右足を切断。しかし、足の傷はなかなか治らず、志村さんは療養所内の病院で治療を受けるため、55歳で療養所に戻りました。

平成8年(1996年)、ハンセン病患者・元患者を社会から隔離してきた「らい予防法」が廃止されました。しかし、これまで受けてきた苦しみや亡くなっていった仲間への思いから、志村さんは療養所の入所者とともに、長期間にわたって誤った隔離政策を行ったことは憲法違反であったとして、平成10年(1998年)、国を訴えました。

裁判で法廷に立った志村さんは、家族への差別を恐れ、本名を名乗れずにいること、父親の葬儀に行けなかったこと、そして、生まれてくることを許されなかった子どものことを訴えました。平成13年(2001年)5月11日、志村さんたちの裁判に、国の責任を認める判決が下りました。

しかし、平成15年(2003年)には、志村さんも暮らす菊池恵楓園の入所者がホテルの宿泊を拒否される事件が起こるなど、裁判に勝訴してもハンセン病や入所者への偏見や差別は根強く残っているのです。

長い間、社会から隔離されてきた菊池恵楓園内には、今、地域の人々のための保育園があります。子どもたちの存在は、希望そのもの。だからこそ、差別をされることを自分の問題として考えられる人になってほしいと志村さんは願っています。

ハンセン病家族訴訟原告団 団長 林 力さん

大正13年(1924年)、長崎県で生まれた林力さん。ハンセン病にかかった林さんの父親は、林さんが小学6年生の時に、鹿児島県にある国立療養所星塚敬愛園に入所しました。父親が発った後、保健所によって家中の消毒が行われると、林さん家族は近所から冷たい眼差しで見られ、また、同級生からは「くされの子」といじめられました。それからすぐに、林さん家族は、父親の兄を頼りに東京へ。それ以来、ハンセン病である父親のことは隠して暮らしました。



学校の先生になりたかった林さんは、21歳の時に、福岡県にある罪を犯した少年や戦争で家を失った少年の自立を支援する施設に勤め始めました。施設の少年に家族の話を書く中で、林さんも小学6年生の時に別れてから会っていない父親への思いが湧き上がります。そして、ずっと隠し続け、死んでほしいとさえ思っていた父親に会うことを決意し、鹿児島の療養所へと向かいしました。

療養所の面会室で林さんは父親と再会します。涙を流す父親と、ただ黙って向き合うばかりでしたが、別れ際、父親は「お父ちゃんのことは絶対に世間に知られないように」と念を押すのでした。

父親の死後、林さんは父親がハンセン病患者であったことを公表。誰もがこの病気にかかった家族のことを語れる世の中になってほしいという思いからでした。そして、平成28年(2016年)には、林さんをはじめハンセン病患者の家族によって「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」が起こされます。国によるハンセン病患者の隔離政策によって偏見や差別に苦しんだのは、患者だけでなくその家族もだからです。国に対して謝罪と賠償を求めたこの訴えには、令和元年(2019年)に国の責任を認める判決が下りました。

かつて父親を隠し、憎み続けてきた林さんは、今では、ハンセン病の父親を持ったからこそ、現在の私があると思えるようになったのでした。

ハンセン病問題の歩み

- | | |
|--------------|--|
| 明治 6年(1873年) | アルマウエル・ハンセンが、らい菌を発見。 |
| 明治40年(1907年) | 法律「癩予防二関スル件」が制定される。 |
| 昭和 6年(1931年) | 「癩予防法」(旧法)が制定(癩予防二関スル件の改正)される。 |
| 昭和11年(1936年) | 「無癩県運動」が本格化する。 |
| 昭和18年(1943年) | プロミンのハンセン病治療への有効性が発表される。 |
| 昭和23年(1948年) | 優生保護法で、ハンセン病も指定される。 |
| 昭和28年(1953年) | 「らい予防法」が制定される。 |
| 平成 8年(1996年) | 「らい予防法」が廃止される。 |
| 平成13年(2001年) | 熊本地裁で「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟に対する国の責任を認める判決。 |
| 平成15年(2003年) | 熊本県の温泉でハンセン病回復者宿泊拒否事件起こる。 |
| 平成17年(2005年) | ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書が提出される。 |
| 平成20年(2008年) | ハンセン病問題の解決の促進に関する法律が制定される。 |
| 平成22年(2010年) | 国連総会でハンセン病差別撤廃決議が採択される。 |
| 平成28年(2016年) | ハンセン病家族国家賠償請求訴訟が提起される。 |
| 令和元年(2019年) | 熊本地裁でハンセン病家族国家賠償請求訴訟に対する国の責任を認める判決。国は控訴を断念し、同年「ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立し、公布・施行される。 |

● 授業の展開例 (50分)

※p.15のワークシート利用も可能
(B5サイズで使用の場合140%で、

A4の場合165%で片面ずつ拡大コピー)

経過時間	所要時間	項目	内容	留意点
2分	2分	始めに	入室～自己紹介	
3分	1分		質問① 「ハンセン病」という言葉を聞いたことがあるかどうかを聞く	参加者の意識を集中させる 板書「ハンセン病」
17分	14分	DVD視聴	導入～アニメ①②	チャプター1～3を再生し、一時停止 次の話し合いのための板書
21分	4分	話し合い	質問② ハンセン病について分かったことを聞く ※発言が無い場合の語りかけと展開例 ・森さんはどこに住んでいますか？ →(回答例)療養所、島、など →(展開)隔離されていたこと、今も療養所にいることを確認 ・志村さんは本当の名前を使っていますか？ →(回答例)使っていない／使えない。 →(展開)園名という仮の名前で暮らしていること	参加者の回答を板書して共有 [想定される回答例] ・家族と離される ・重い病気 ・療養所に入る ・悪口を言われる ・患者作業がある ・裁判があった ・赤ちゃんを産めなくされる
25分	4分	DVD視聴	解説①	チャプター4を再生し、一時停止 板書「ハンセン病元患者の家族」
26分	1分	説明	ハンセン病問題は、元患者だけでなく、その家族も偏見や差別にさらされてきたことを簡単に紹介	
40分	14分	DVD視聴	アニメ③～解説②～インタビュー	チャプター5～7を再生し、一時停止 次の話し合いのための板書
46分	6分	話し合い	質問③ 自分がハンセン病の元患者と考えるか聞く 質問④ 隔離政策の当時、自分の周りに差別されている患者や家族がいる状況で、自分ならどうしたか聞く	[想定される回答] ・家族と離れるのは辛い ・療養所から逃げたい ・病気の前と同様に扱ってほしい ・自分一人だけでも優しくする ・周りと一緒に差別してしまうかもしれない
48分	2分	DVD視聴	エピローグ	チャプター8を再生
50分	2分	終わりに	質問⑤ 差別をなくすために、私人権相談窓口の紹介	たちに何ができるか聞く

板書例

ハンセン病問題

主な差別事例

家族、故郷に戻れないこと

根深い病気への誤解

まとめ

ハンセン病問題についてのワークシート

質問
1

ハンセン病について見聞きしたことがありますか？

質問
2

ハンセン病について分かったことは何ですか？

質問
3

もし、自分がハンセン病の元患者やその家族だったとしたら、あなたはどんなことを考えますか？

質問
4

隔離政策の当時、自分の周りに差別されている患者や家族がいる状況で、あなたならどうしましたか？

質問
5

差別をなくすために、あなたができることは、どんなことでしょうか？